

京都市訓令甲第36号

庁 中 一 般  
区 役 所  
市 立 大 学  
事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表文化市民局の款文化部の項動物園の目を次のように改める。

|     |     |         |             |             |               |
|-----|-----|---------|-------------|-------------|---------------|
| 動物園 | 全 員 | 一般職員に同じ | 一般職員<br>に同じ | 一般職員<br>に同じ | 4週間を通じて8<br>日 |
|-----|-----|---------|-------------|-------------|---------------|

別表保健福祉局の款保健福祉部の項若杉学園の目を削る。

別表区役所又は区役所支所の款福祉部の項福祉保護課又は福祉課の目中「福祉保護課又は福祉課」を「福祉介護課」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。